

慶長四年
二月五日

羽柴筑前中納言殿

(この時秀秋の臣江沼郡大聖寺城主山口玄蕃頭宗永が豊臣氏直隸となれることは川角太閤記に見ゆ。)

二月五日。前田利家等豊臣氏の諸大老、山口修弘に、その舊領越前の易地として江沼郡の内一萬三千石を領知せしむ。

【毛利家文書】

二一六七

其方知行方、越前爲易地、賀州以江沼郡之内壹萬三千石之事、任帳面旨全可有領知候也。

慶長四年
二月五日

輝元
景勝

輝元
景勝
利家
前田家
利家
前田家
利家
前田家
康

山口右京進殿

(山口右京進修弘は玄蕃頭宗永の子なり。)

二月十四日。前田利家、在能登の三輪吉宗等に、百姓の坑夫として佐渡に赴くを禁ぜしむ。

【三輪文書】

二一六八

以上

急度申遣候。仍佐渡ニ金山出来付て、ほりこ共集由候。就其渡海の金ほり共ニ、於越後國ニ二人に拾目づ、取候由候。能州浦々にも渡海ノほり子ニ、一人ニ付て五、めづ、可取之候。越中浦々へも其段申付候。國の百姓等田地を打捨、金ほりニ渡事一切ニ令停止候条、於渡口一人の改專一候。渡海者共あまたの事候間、みだれになきやうニ、いかニも念を入可申付事専用候。自然非分之儀候か、ひきやう之儀有之者、後日ニ聞届共、兩人可爲越度候。

秀家
前田家
利家
前田家
康

別而念を入可申付候也。

慶長四年

二月十四日

前田利家
印

三輪藤兵へ殿
大井久兵衛殿

二月十五日。前田利政、不破又兵衛等に、鹿島郡大津に於いて扶持方を給す。

【温故足徴】

二二六九

於大津ふちかたの事

不破又兵衛 五人
兒玉庄右衛門 三人
西郷清右衛門 三人

右此分可相渡候。仍如件。

慶長四年
二月十五日

前田利政
在判

三輪藤兵衛

下代

二月廿九日。徳川家康、藤堂高虎に、その前田

利家と入魂なることを報す。

【藤堂家文書】

二二七〇

尚々かわるぎは候はず候。此よし左衛門大夫殿可申候以上。

御書狀披見候。大納言殿御越、おゆこんにて候。御心安候

べく候。其様しもつけニ候よし、御やうぞう可有候。申

度儀おしく御いり候まゝ、すこしもよく候はゞ御上待人

候。恐々謹言。

二月廿九日

内府家康
大

藤堂佐渡守高虎
佐

(此の年前前田利家二月廿九日大坂を發して橋本に一泊し、三十日徳川家康をその伏見邸に訪へり。然らば則ちこの狀に大納言殿御越といふものは、將に來訪せんとすることを言ふか。)

二月。前田利家、齋藤勘平以下の諸士に、石川、河北郡に於ける領知を與ふ。

【茨木文書】

金澤

二二七一